

(補足説明) 改定額の計算方法について

1 所管課改定料金(案)の計算方法

- (1) 改定料金は10円単位で改定すること。
 (2) 1時間単位の料金及び市民以外の料金についても同様に10円単位とする。
 ※ (1)、(2)ともに1円単位以下は切り捨て
 (3) 1時間単位は、午前、午後、夜間にかかわらず、同じ料金とする。
 (4) 市民以外の料金の設定は、市民料金の1.5倍を原則とする。

2 計算例

(部屋の利用可能時間 午前3時間 午後4時間 夜間3.5時間 の場合)

- ① 現行料金
- | | |
|----|--------|
| 午前 | 900円 |
| 午後 | 1,200円 |
| 夜間 | 1,300円 |
- ② 経費算定金額
- | | |
|----|--------|
| 午前 | 1,123円 |
| 午後 | 1,497円 |
| 夜間 | 1,310円 |
- ③ 所管課改定料金
- | | |
|----|----------------------|
| 午前 | 1,120円 (1円単位切捨て) |
| 午後 | 1,490円 (1円単位切捨て) |
| 夜間 | 1,300円 (差額±10%のため据置) |
- ④ 1時間単位の料金計算
- ・ 午前 1,120円 ÷ 3時間 ≠ 373円 (小数点以下切捨て)
 - ・ 午後 1,490円 ÷ 4時間 ≠ 372円 (小数点以下切捨て)
 - ・ 夜間 1,300円 ÷ 3.5時間 ≠ 371円 (小数点以下切捨て)
- (373円 + 372円 + 371円) ÷ 3 ≠ 372
- ・ **改定金額 370円 (1円単位切捨て)**
- ⑤ 市民以外の料金計算
- ・ 1時間単位の市民料金 370円 × 1.5 = 555円
 - ・ **市民以外改定金額 550円 (1円単位切捨て)**

激変緩和措置について

原価計算方式に基づく所要経費の算出は、使用料・手数料の設定の根拠となっているが、その所要経費が現行の料金を大幅に上回る場合は、急激な料金の変化により利用者の混乱を招くこととなるため、次のとおり改定額の上限を設定し、原則としてこの範囲内で料金改定を行うこととする。

激変緩和措置

現行料金との差額	500円以下	501円以上 1,000円以下	1,001円以上 3,000円以下	3,001円以上 5,000円以下	5,001円以上
増額改定の場合	現行料金×1.5	現行料金×1.4 +50円	現行料金×1.3 +150円	現行料金×1.2 +450円	現行料金×1.1 +950円
想定影響額	～750円	751円～ 1,450円	1,451円～ 4,050円	4,051円～ 6,450円	6,451円～

例 1

※ 現行料金が400円で、算定経費が900円と計算された場合。

- ・本来の改定額 $400円 \times 1.5倍 = 600円$
- ・現行料金との差額 $600円 - 400円 = \underline{200円}$

○ 現行料金との差額が500円以下なので、激変緩和措置を行わず。

例 2

※ 現行料金が2,000円で、算定経費が4,000円と計算された場合。

- ・本来の改定額 $2,000円 \times 1.5倍 = 3,000円$
- ・現行料金との差額 $3,000円 - 2,000円 = \underline{1,000円}$
- ・今回の激変緩和措置 $2,000円 \times 1.4倍 + 50円 = 2,850円$
- ・現行料金との差額 $2,850円 - 2,000円 = \underline{850円}$